○北本市スポーツ大会出場奨励金交付要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、スポーツ大会にアマチュア選手として出場する個人に対し、予算の範囲内において北本市スポーツ大会出場奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　スポーツ大会　国際大会、全国大会又は地方大会をいう。

（２）　国際大会　オリンピック、パラリンピック又は日本スポーツ協会加盟団体若しくは日本オリンピック委員会加盟団体が加盟する国際競技団体その他北本市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認める団体が主催する大会をいう。

（３）　全国大会　国、学校体育団体、日本高等学校野球連盟、日本スポーツ協会加盟団体又は日本オリンピック委員会加盟団体その他教育委員会が認める団体が主催又は後援する全国規模の大会をいう。

（４）　地方大会　国、地方公共団体、学校体育団体、日本高等学校野球連盟、日本スポーツ協会加盟団体又は日本オリンピック委員会加盟団体その他教育委員会が認める団体が主催又は後援する関東大会の規模以上の大会をいう。

（対象者）

第３条　奨励金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、スポーツ大会の出場登録をしているもの（全国大会又は地方大会に出場する者にあっては、当該大会に係る予選又は標準記録を通過して出場するものに限る。）とする。

（１）　市内に在住し、在学し、又は在勤する者

（２）　北本市スポーツ協会、北本市レクリエーション協会又は北本市スポーツ少年団に加盟する団体に所属する者

（交付額）

第４条　奨励金の額は、次の表の左欄に掲げるスポーツ大会の区分に応じ、それぞ

れ同表の右欄に掲げる金額とする。

区分	金額
海外で開催する国際大会	30,000円
国内で開催する国際大会	10,000円
全国大会	5,000円
地方大会	5,000円

（交付申請）

第５条　奨励金の交付を受けようとする者は、当該奨励金に係るスポーツ大会が終了した日から起算して３月以内に北本市スポーツ大会出場奨励金交付申請書兼請求書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（１）　スポーツ大会要綱又はこれに準ずる書類

（２）　予選成績表又はこれに準ずる書類

（３）　自身の成績がわかる書類

（４）　前３号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

（交付決定）

第６条　市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかに、その内容を審査し、奨励金の交付の可否を決定し、適当と認めたときは北本市スポーツ大会出場奨励金交付決定通知書（様式第２号）により、不適当と認めたときは北本市スポーツ大会出場奨励金不交付決定通知書（様式第３号）により当該申請をした者に通知するものとする。

２　教育委員会は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、奨励金の交付を行うものとする。

（交付決定の取消し）

第７条　市長は、交付決定者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

（１）　この告示に違反したとき。

（２）　偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（３）　補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき。

（補助金の返還）

第８条　市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、期限を定めて北本市スポーツ大会出場奨励金返還通知書（様式第４号）によりその返還を命ずるものとする。

（委任）

第９条　この告示に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、令和７年２月１日から施行する。

２　改正後の北本市スポーツ大会出場奨励金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後になされた交付申請に適用し、同日前になされた交付申請については、なお従前の例による。